

議案第91号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に、「によつて」を「により」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第38条第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第6条の2中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第5項の改正規定（「によつて」を「により」に改める部分を除く。）は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

県民税の法人税割の税率の特例措置を5年間延長するため、及び地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。